

主な検討課題（現状認識）		検討の視点
1 予 防 編	<u>(1-1) 道路の寸断による救助活動の遅れ、孤立集落の発生への対応（中山間地等）</u> ・ 令和6年能登半島地震においては、半島という地理的条件から被災地への進出経路が限られ、地震による道路の寸断などにより、迅速な救助活動に支障が生じた。 ・ 大規模な土砂崩壊等により道路が寸断され、孤立地域が多数発生し、発災直後から自衛隊等のヘリによる患者の搬送や救援物資の輸送、孤立住民の救助等が実施された。	被災地へのアクセス道路の確保
		迅速な救助活動の実施
	<u>(1-2) 大規模な断水被害への対応（インフラの耐震化）</u> ・ 能登半島地震では、半島という地理的な制約がある中で、大規模な土砂崩壊や道路の寸断、断水の長期化上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続した。 ・ 避難所等における避難生活が長期化により、生活用水の確保が課題となった。	水道管、下水道管の耐震化
		断水時の応急給水体制の確保
	<u>(1-3) 自分や周りの方々の身を守ることでできる自助・共助の意識の醸成（防災教育）</u> ・ 大規模地震への備えを充実させ、被害をできる限り減らすためには、「自助」「互助・共助」の取組を強化することが重要 ・ 防災意識の高い人材の育成・確保に努め、地震等の被害そのものを軽減するためのソフト対策の充実が必要	児童・生徒等への防災教育の強化
		地域のリーダーとなる人材の育成
	<u>(1-4) 住まいの耐震化等（住宅耐震改修）</u> ・ 能登半島地震をはじめとした大規模地震災害では、建物倒壊による大きな被害が発生しており、市民の生命・身体を守るために建物の耐震化は不可欠 ・ 令和5年度に京都府が実施した花折断層帯地震被害想定の見直し結果においては、耐震化の向上等による人的・建物被害が大幅に減少したため、令和6年度に京都府で実施される三峠断層の被害想定見直しにより同様に減少する可能性あり	住宅の耐震化のさらなる促進
		室内の安全対策の促進
		火災予防対策への対応

主な検討課題（現状認識）		検討の視点
1 予防編	(1-5) 避難所の在り方（耐震化、衛生環境の確保） ・能登半島地震では断水や避難生活の長期化に伴う避難所の衛生環境の悪化が課題 ・避難生活においては、平時の生活とは異なる環境に置かれることから、災害関連死を防ぐ上で避難所の生活環境の改善が必要不可欠	避難所の耐震性の確保
		避難所の環境の整備
2 発災直後・応急対応編	(2-1) 応急仮設住宅の確保 避難者の生活を安定させるためには、迅速な応急仮設住宅・公営住宅等を確保することにより、迅速な被災者の住まいの再建を図ることが必要	多様な応急住宅確保
		仮設住宅建設箇所の確保
		迅速に提供できる体制の確保
	(2-2) 市の災害対応体制の確保 ・大規模地震発生時において、災害対策本部・支部機能を維持するとともに、初動対応に必要な要員を速やかに確保し、災害のフェーズや業務内容の変化を踏まえた柔軟な人員配置を行うことが必要 ・特に能登半島地震では総務省の応援職員派遣制度によって全国から応援職員が派遣されたが、膨大な人的支援に被災市側が受け止めきれない状況が見受けられたため、事前に受援の体制をとることが必要 ・被害の状況を迅速かつ的確に把握するための通信手段の確保や情報収集、被災地を迅速に支援するための応援体制及び支援を受け入れるための受援体制の強化が必要	災害対策本部機能の維持、要員の確保
		災害時における通信・情報収集能力の確保
		応援・受援体制の確保
	(2-3) 広域避難対策の検討（1.5次・2次避難） ・能登半島地震においては、被災者の命と健康を守るため、孤立集落からの避難者や、特に高齢者など要配慮者について、環境の整ったホテル・旅館等への2次避難を実施 ・2次避難を行うべき場合や優先的に2次避難を行う対象者については、災害の規模や種類、指定避難所の想定収容人数、高齢化率等を踏まえて検討が必要	府県間、市町村間を越えた避難体制の確保
		要配慮者の避難体制の確保

主な検討課題（現状認識）		検討の視点
2 発災直後・応急対応編	<u>(2-4)</u> <u>避難所運営体制の確保</u> ・避難者にとって必要な生活環境を円滑に整えていく上で、被災者支援体制の構築や、避難所における運営体制を構築することが必要 ・能登半島地震では、自主避難所が多く開設されたほか、在宅避難者や車中避難者などに対する被災者支援の体制を構築するのに時間を要した事例が見られた。 ・能登半島地震では、長期化する避難生活を支えるため、保健医療福祉活動チームの派遣による医療・健康支援が行われた。 ・災害時の保険・医療・福祉ニーズに対応するため、専門職の派遣による対応の充実を図る必要がある。 ・専門的な知識をもつ NPO の活動を調整するため、全国的な災害中間支援組織との連携をはじめ、NPO、ボランティア等との連携体制を確保する必要がある。 ・避難生活の長期化により児童・生徒の教育機会の確保が困難となった	避難所の自主的な運営
		避難所開設者の負担を軽減するような運営
		在宅避難者、車中泊避難への対応
		避難者の健康管理
		NPO、ボランティア等との連携
		災害時の学校再開支援
	<u>(2-5)</u> <u>物資支援のあり方（備蓄、物資輸送手段の確保）</u> ・指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保する必要がある。 ・国からのプッシュ型支援は発災後3日目までに必要となる物資が被災地に届くよう調整されており、発災から3日間は家庭等の備蓄と地方公共団体における備蓄で対応することが必要 ・京都府において市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄体制を確保する必要がある。	発災時に必要な備蓄の確保
		適切かつ確実な物資輸送

主な検討課題（現状認識）		検討の視点
3 復旧編	(3-1) インフラの被害・復旧対応の検討 ・インフラ、ライフラインが被害を受けた場合、長期の停電や断水が発生し被災者の生活に甚大な影響を与え、住民への支援が遅れるおそれがある。 ・府、市町村、インフラ・ライフライン事業者が連携し、迅速な応急復旧を行う体制を平時から構築する必要がある。	復旧に関する計画の整備
		事業者との連携体制を強化
	(3-2) 災害拠点病院等における業務継続性の確保 大規模地震発生に備えた医療・福祉施設の強靱化、被災後の迅速な復旧対応、災害時・通常時の連携体制の確保に向けた検討が必要	施設の耐震性の確保
		災害時の医療・福祉提供体制の確保
4 復興編	(4-1) 復興計画の策定手順の検討 今後の大規模災害に備え、災害応急対策から復旧・復興、生活・生業再建支援までの一体的な復興に向けた事前準備が必要 発災後から10年後、20年後を見据えた復興の考え方を検討する	復興に向けた事前準備